

<b>委員会議事概要</b>	
1 委員会名	令和3年度 第12回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年3月11日(金) 14:00~14:58
3 開催場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中11名)	(会場参加) 赤嶺博之 委員、上原亀一 委員、城間恒浩 委員  (Web参加) 池田博委員、伊良波宏紀委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、 八前隆一委員、新立弘子委員、藤田喜久委員、山川彩子委員
5 議事録署名人	赤嶺委員、大谷委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	<b>浮魚礁の承認計画について (P1~P7)</b>
【要旨】	浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号第10第1項で、承認する浮魚礁の数は、漁協・市町村設置の上限を150基としている。その枠内で、敷設承認基数の割当案をしたところ、事務局案のとおり、承認された。
【特記事項】	特になし。
(2) 協議事項1	<b>沖縄県漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正について (P8~P19)</b>
【要旨】	沖縄県漁業調整委員会指示違反に対する処分方針は、改正漁業法の施行や委員会指示の変更等に伴う改正が必要となったため、処分方針の改正に係る事務局案を提案した。継続審議となっていたが、修正案を提案したところ、事務局案のとおり承認された。このあとパブリックコメントを公募し、その結果を反映させたものを、5月の委員会に諮ることになった。
【特記事項】	<p>【城間委員】天方委員と私が主に意見を出した。気にかけていたのは、公権力の行使が暴走したときに、何の根拠に基づいているのかだ。</p> <p>それから透明性の確保が、抑止力になると思うので、公表するべきとかパブリックコメントを取るなどの意見に対して、発展的に考えていただき、感謝している。</p> <p>【藤田委員】パブリックコメントを求めてから進めていくというが、処分方針には委員会指示の種類がかなり細かく書いてある。そうすると新しく何か委員会指示が出来る度に、パブリックコメントを取る手続きが必要になるのか。この方針自体はどんどん改正していくのか。</p> <p>【事務局】微修正であればパブリックコメント不要。内容に関わるも</p>

	<p>のは、それが必要だと思う。処分方針の最後に表一覧があるが、委員会指示の正式な番号は書いていないが、条項は書いている。委員会指示の番号は新しい指示が出る度に変わるが、条項のずれなどが生じなければ、委員会指示番号のみの変更で、方針自体の変更が不要と考えている。</p> <p>別表の最後に、その他の委員会指示というのを設けて、新しい指示は、ここで見られるようにしている。</p>
(3) 報告事項 1	<b>浮魚礁敷設承認式数枠の変更について (P20~P21)</b>
<b>【要旨】</b>	<p>令和4年度の浮魚礁敷設承認基数で、第2ブロックの糸満漁協の承認基数14のうち1基分を、同じブロックの渡嘉敷漁協に譲渡する協議が、両漁協の間で合意された。これにより、糸満漁協の承認基数は13基、渡嘉敷漁業の承認基数は1基から1基増加して、2基の承認枠に変更になることを報告した。</p>
<b>【特記事項】</b>	特になし。